

はじめに

第19期7回東部海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。
出席委員（敬称略）木村、富田、東田、松本、中田、川口、上野、川端、澤口、田高、葛西、服部
欠席委員（敬称略）二本柳、熊谷、
開催日時：平成21年9月14日（月） PM 1:30～3:30
開催場所：青森市 アラスカ会館 2階「ガーネットの間」

議 題

1. 沿岸域におけるさけ漁業の制限に係る委員会指示について（決定）

東部海区管内の沿岸域におけるさけ漁業の制限にかかる委員会指示の発動について、この度、県農林水産部長から下記のとおり依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

- 1 河口付近における操業の制限
新井田川、馬淵川
一本釣（10.1～12.31）
小型定置、固定式さし網、はえなわ（12.11～12.31）
五戸川、奥入瀬川、老部川（東通村）、大畑川
小型定置、固定式さし網、はえなわ、一本釣（10.1～12.31）
- 2 沿岸域における操業の制限（10.1～12.31）
沿岸250m以内 固定式さし網、はえなわ
沿岸200m以内 小型定置（下風呂、大畑通称赤岩地先は、水深7m以浅）
- 3 さけ採捕の制限
はえなわ（H20.8.6～H22.2.28, 内水面研究所の試験操業を除く）

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

2. とどの採捕に係る委員会指示について（決定）

東部海区管内におけるとどの採捕にかかる委員会指示の発動について、この度佐井村漁協長及び県漁業協同組合連合会長から依頼があり、当委員会において審議を行いました。

【委員会指示（案）の内容】

- 1 採捕の承認：次に区域及び期間において、とどを採捕しようとする者は、東部海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。
（1）区域：青森県東部海区海域
（2）期間：平成21年10月1日から平成22年9月30日まで
- 2 承認の申請：とどの採捕承認事務取扱要領に基づき、とど採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

3 承認の対象者：承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

- （1）試験研究の用に供しようとする者
- （2）漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者
- （3）その他委員会が特に認めた者

4 承認者数の制限：委員会は、とどの採捕の承認者数の最高限度は別に定めるものとする。

5 採捕の期間：平成21年12月1日から平成22年5月31日まで

6 採捕数の制限：委員会は、とどの採捕数の最高限度は別に定めるものとする。

《審議の結果》 委員会指示（案）どおり委員会指示を発動することになりました。

4. 青森県東部海区管内海域まだら底はえなわ漁業試験について（報告）

現在行われている21年度青森県東部海区管内海域まだら底はえなわ漁業委託契状況について、県水産振興課より報告があり、受託者に対して委託内容の遵守を周知徹底する旨の発言がなされました。

報告の概要は以下のとおりです。

《概要》

【委託契約内容】

- 1 委託期間：平成21年9月1日から平成22年2月28日まで
- 2 委託者：八戸市3名、階上町3名の計6名
- 3 委託漁船の規模：9トン～17トン

5. 平成22年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について（協議）

平成21年10月末に予定されている平成21年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック協議会の提出議題となる平成22年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック要望事項の素案について、協議が行われました。協議の結果、「沿岸と沖合（指定）漁業の調整の継続について」を提出議題とすることになりました。

次会の開催予定

開催時期 12月上旬 開催場所 青森市内

おわりに

大型クラゲは、平成17年より早いペースで出現し、9月中旬以降、県内の定置網を中心に多いところの一網あたり1,000個体以上の入網が見られています。

大型クラゲの入網が見られた場合には、お手数ですが切断・駆除を行っていただくとともに、その状況等について、最寄りの水産事務所または水産業改良普及所に情報を提供していただくようお願いいたします。

連絡先
青森県海区漁業調整委員会事務局
TEL：017-734-9851
FAX：017-734-8166